

教会の保守化傾向を考える 諸宗教間対話は進んでいるか

高橋 勝幸

キリシタン時代から続く霊性において、ヴァリニャーノの適応主義がK・ラーナー指導の第二ヴァチカン公会議において 350 年の時を経て追認され、諸宗教間対話は *Nostra Aetate* の宣言において当然あるべきものとされたはずであった。しかし、開かれた教会になったはずが公会議後の教会の混乱・動揺によって多くの聖職者を失い、ニューエイジと呼ばれる新霊性運動などの新宗教に流れる者が増してきたため動揺が生じている。諸宗教間対話路線にも暗雲が立ちこめてきた。このため若者の教会離れは加速し、伝統宗教、既成宗教は権威を失ってきた。この危機感から原理主義的傾向の強い保守派は、守旧的・組織擁護のために管理・統制を厳しくするような「揺り戻し」が起ってきた。本論では、解放の神学の活動停止やヴィリギス・イエーガー神父への活動停止、アントニー・デ・メロ神父への出版停止令等を扱い、仏教的・東洋的な（キリスト教）神秘主義的傾向にあるものへの締付け等によって「対話によって対話を超えて行こう」とする諸宗教間の新しい動きまで封じられようとしている超保守派の動向を取り上げ、新たな道を模索してきた先達の努力に報いるために反省を込めて、改革の道を閉ざしてはならないことを「警鐘」の形で取り組みたい。しかし、教皇ベネディクト 16 世の突然の退位表明、新教皇フランシスコの即位で状況の変化、風向きが変わることも期待されてはいる。ただ、資金洗浄問題、性的虐待問題等への対応は残されたままで今後の施策が注視される。

1. はじめに（本論作成の意義）

a. 第二ヴァチカン公会議（1962.10.11 開会～1965.12.8 閉会）¹

2012 年は、第二ヴァチカン公会議が開催されて 50 年の節目の年である。これを機会にその意義の再検討を試みたい。第二ヴァチカン公会議は、それまでの教会のあり方「教会の外に救いはない²」としてきた閉鎖的な態度を 180 度転換し *Nostra Aetate*³ 等によって「開かれた教会」として諸宗教間対話を進める方向に向いていた。近代の名のもとに襲ってくる世俗化の波は、「神・絶対者の否定、不信仰」に陥り、宗教そのものの存在も危ぶまれる状況に直面し、諸宗教が一致協力して立ち向かうことは不可欠のこととなってきた。伝統的な教義や儀式を重んじる堅苦しい宗教からは若者が離れてゆくようにな

ってきた。公会議は、世界情勢が2度の世界大戦・核兵器の使用を経験し、人間の自由と平等を求める近代化の結果は、便利さと豊かさの反面に人類滅亡の危機に直面してきても、教会の古い体質は旧態依然とした閉塞状態のままで、現代社会の問題に答えられなくなってきていた。公会議は、教会内の多数の人々が困難に立ち向かうために待ち望んでいたものであった。時の教皇ヨハネ 23 世（1881 ~ 1963 在位 1958 ~ 1963）はこれらの要請に答えるべくして「教会の一致（エキュメニズム）」「教会の近代化」「開かれた教会」を目指して、1961 年 12 月 25 日に公会議の召集を決定した。

ヨハネ 23 世は「カトリック教会の従来教義を否定せず、20 世紀に新しい光を放つ教会にしたい」という願望があったと言われるが、公会議は当初から「教会の近代化」支持派（改革派）と保守派のせめぎあいであった。パウロ 6 世 [1897 ~ 1978、在位 1963 ~ 1978] は、第二ヴァチカン公会議をヨハネ 23 世から引継いだ両派の対立が激しく、『現代世界憲章』等は最終会期にまとめるなど、困難を極めながら全うしている。今日起る諸問題に答えられなくなっていた教会の世界の多くの地域から参集した司教達の意見が優勢を占め、「教会の近代化」「開かれた教会」支持（改革派）の方向性が示された。

それが 4 憲章、9 教令、3 宣言⁴ の形で生かされたが、衆知のように意見の取り纏めに時間がかかり四会期の長期に渡った。この公会議から半世紀を過ぎても期待していた「教会の近代化（改革）」への進展は得られず、保守派の「揺り戻し」から失望する声さえ聞こえていた。今回の新教皇フランシスコは、アルゼンチン出身で中南米の「土地なし農民 Campesino sin tierra」などの極貧の生活者の実態を知っているため、改革に期待する声は大きいと云える。

b . 近代化・世俗化に対する教会の近代化支持派（改革派）と保守派のせめぎあい

近代化の波、世俗化の流れは止められず、さらに公会議後の混乱から多くの聖職者を失った教会は、若者の教会離れ（ニューエイジ、新宗教などに流れる）が加速し、教会・宗教そのものの危機感が顕著になってきた。日本では、オウム事件などによって「宗教嫌い」も増加してきた。これらに呼応して、旧来の第二ヴァチカン公会議以前の制度を懐かしむ原理主義的、護教的な保守化傾向が強まってきても不思議ではない。改革派も保守派も、今日の宗教的な危機感の認識においては同じ現実を見ている方法論において左右逆の対応になって表れてきている。

教会の近代化推進の「改革派」は、さらに「宗教間対話」などを具体的に進め、グローバル化（世俗化）する社会に諸宗教との対話を通して、一致協力して「宗教・絶対者不在」に対処する方策を模索している。比叡山での「世界宗教者会議」「東西宗教交流」「エキュメニカル運動」なども続けられてはいる。また、対話・交流を通して、諸宗教間が相乗効果によってより深いものを見出し「神・絶対者」の権威の回復を共に目指そ

うとする運動もある⁵。しかし行き過ぎた「宗教多元主義」では、無神論者も含めて対話のテーブルに付かせるため「教会・神」そのものの呼称も対話のために障害になるとして排除する傾向にある⁶。これは相対主義に陥ることへの批判であって宗教と名の付くものなら何でもよいことになるとして危険視されている。そのため諸宗教はお互いのアイデンティティを失うことなく尊重し、より深い相乗効果を求めて「邂逅」の方向性を探るようになってきた。

一方の「保守派」は、現代の危機的状況から教会擁護（護教）を厳しく進めようとして原理主義に傾いてきている。第二ヴァチカン公会議以前の（プロテスタンティズムに対抗して護教に力を注ぎ、教会内の改革を目的とした）トリエント公会議（1545～63）の閉鎖的な精神に逆戻りしようと画策する者もいる。荘厳さの中に神を求めるために改革は神の尊厳を損なうと批判する。その組織が大きければ大きい程に官僚的になって、その取り締まりには厳しい規則・法令（教会法典改正）を定めるようになってきている⁷。

一つの例として、（多くの論議の末に決まった）『典礼憲章』はミサなどの儀式に大きな変化をもたらしたが、第二ヴァチカン公会議後の新しい典礼では荘厳さが失われるという旧習を懐かしむ保守派の主張の下、1970年以來禁止され各国の国語になっていて、隠れて地下に潜っていたラテン語の旧典礼が復活したこと（2007年）が顕著である⁸。この「自発教令⁹」の発表は、中世に「逆戻り」を思わせると多くの論議を呼んだ。伝統を重んじ教会の權威を守ろうとするヴァチカン教理省は東洋的なものに警戒感を強め、東洋人・日本人にはさして抵抗感・違和感なく読める常識的のもまでも禁止、「宗教間対話」などの他宗との交わりや講演、著作にも「警告」を発するようになって「保守化色」は鮮明になってきていた¹⁰。これまでの「禅とキリスト教の同質性」を追求し、交流してきたものまでも、信仰の妨げになるとされては、宗教間対話の根幹を揺るがすことになりかねない。

「超保守派¹¹」の言動は「自発教令」等の形で着実に地歩を固め、東洋的・仏教的な瞑想の世界や神秘主義的なものを排除して、中世的なギリシア・ローマの哲学から取ったスコラ神学を盾にキリスト教の教えに相応しくない、と個々人や団体に厳しく警告するようになっていた。先に述べたように若者の教会離れが加速してきていて、インターネット世代、ニューエイジ世代への認識の甘さが当局者に目立って顕れてきている。「人の死」は避けられるものではなく、死後の世界は誰にも解らない。従って宗教そのものは世俗化が進んでも無くなることはない。しかし、彼ら若い世代の宗教認識は島園進等によると、簡略化されたもので伝統や儀式に縛られないネット型宗教である¹²。

この伝統宗教離れの問題はキリスト教に限ったものではないが¹³、保守派は現代の危機の問題の責任を第二ヴァチカン公会議の弊害がもたらしたものとして、「自発教令」によって徐々に「見直し」と称しながら組織強化に走るようになってきていた。この動

きを欧米では「超保守化傾向」と表現していた。これらの揺れ動きをどう調整するかが、新教皇に負わされた課題であると云える。

c . キリスト教は福音宣教の宗教

「あなたたちは行って、すべての国の人々を弟子にしてください」(新約聖書マタイ福音書 28 章 19 節)。キリスト教は福音宣教の宗教であった。しかし、2000 年経ってもキリスト教人口はカトリック・プロテスタント合わせても約 20 億人 (30 %弱) である¹⁴。宣教 (ケリクマ) の目的は今だに達成されておらず、イスラム勢力の 12 億人を越える伸長は、11 億 7 千万のヴァチカンをも脅かす勢力となってきた。

当初からあった終末への警告の思想も、世の終りは今だに訪れて来ず、この危機意識も薄れて説得力を失ってきている。終末論を最終目標として語ってはいるが、多くの説教は終末ではなく、第三千年期としての未来を語り、未来に向うものとして進められてきている。人々の日常生活の話からはかけ離れてきている¹⁵。このことは、昨年逝去されたマルティーニ枢機卿が「教会は 200 年ほども時代から取り残された。官僚組織が肥大化し、儀式と服装ばかりが仰々しい」とインタビューに答えた記事が全てを語っていた。

ここに述べる保守化傾向については、すでに多くの人によって語られているもので、決して新しいと言えるものではない。しかし、この現代の問題でまとめられたものを日本での先行研究、論文を探してもごく少数で無きに等しかった。この理由は色々考えられるが、聖職者や教会系学校の教員では扱っていなかった。批判文は外国の文献から探している。個人的には、もっと分析能力があり、見識に富んだ方に取り上げてほしい問題であった。しかし、放置することは、「教会法典」の項で説明するが、意義・申立てをしなければ認めたと見なされ、以降は問題視することさえ禁じられることになる。現代の保守化の流れを無批判に受け入れてしまうことでもあるので、敢えて力不足を承知で取り組まざるをえなくなった。また、意図的に隠されているのか、ラテン語で発表されている教令が日本語には訳されておらず、英文・西文のものから引用してきた。

d . 目的

本論では、拙論「現代の宗教間対話に生きている A・ヴァリニャーノの [適応主義布教方針] ~ 根源的いのちの霊性を求めて ~ 」¹⁶ において述べたように、A・ヴァリニャーノの適応主義布教方針が、カール・ラーナーが指導的役割を果たした第二ヴァチカン公会議において追認され、諸宗教間対話は「教令」によって当然あるべきものとされたはずであった。しかし公会議によって「開かれた教会」になったはずなのに動揺が生じてきている。公会議後の教会の混乱・動揺については、すでに述べたが、このため伝統宗

教、既成宗教・儀式張った堅苦しい宗教は敬遠され、権威を失なってきた。この危機感から原理主義的傾向の強い超保守派は、守旧的・組織擁護のために管理・統制を厳しくするような「揺り戻し」が起ってきた。ここで取り上げようと思うのは、解放の神学（含フェミニズム神学）批判、ヴィリギス・イエーガー事件、アントニー・デ・メロ神父など神秘主義的傾向にある者への「活動停止令」、「出版停止令」等による締め付けや諸宗教間対話が「対話によって、対話を超えて行こう」とする新しい動きまでもが封じられようとしている事象などである。新たな道を模索してきた先達の努力を無駄にしないために、反省を込めて、改革の道が閉ざされる危惧が出てきたことに「警鐘」を鳴らしたい。「諸宗教間対話」によってより真理に近づく道を求めて、この改革の道は閉ざされてはならず、新たな一步につながる道を模索したい。

e . 危惧されること

保守化傾向の締め付けは、「新約聖書」などに記されているファリサイ人、律法学士のそれと同じ道を歩むことになってしまっている。「良きサマリア人のたとえ」(ルカ福音書 10 章)にあるように、キリストの最も喜ばれる道は何なのかと自問するなら、自ずと道は開かれて来るのではないか。真理であれば、それは神のものであるはずなので、諸宗教間対話を進めてもお互いに(神の示される)真理を求めるなら、自ずと神の道(国)建設に向うことは明らかであるはずなのだが、保守派はそれでは相対主義に陥り、カトリックの信仰・真理を失ってしまうと危惧している。自己の狭い殻を破り、もう一つ高い見地・地平(深み・根源)に立つならば、「目からウロコ」(使徒行録 9 章 18 節)の例えのように真実が開けて見えてくるはずで、何も恐れることはないと思うが、あの大きなヴァチカン宮殿という建物(それは地上のものでしかないが)と教会組織に固執すれば、さらに保守化の方向に進まざるをえなくなってくる。その罫の中に落ち込んでしまうようにも思える。保守化傾向の行き着く先は破滅でしかない。第二ヴァチカン公会議によって、せっかく開かれた諸宗教間の対話の道を、先達の努力のあとを閉ざしてはならない。

2 . 第二ヴァチカン公会議への道

a . キリシタン時代から続く霊性

第二ヴァチカン公会議文書の *Nostra Aetate* の主題をなすものとして、キリシタン時代の A・ヴァリニャーノ(1539 ~ 1606)の「適応主義布教方針」があった¹⁷。F・ザビエル(1506 ~ 53)来朝以来 30 年、「東洋の端にヨーロッパのどの民族よりも優れた民族がいる」とされた書簡¹⁸にヴァリニャーノは当然に触れていたであろう。

当時のヨーロッパ人には、新大陸、アジア、アフリカの布教は、文化的にも宗教的に

も後進の地域に、ヨーロッパの秀れた文化・宗教を伝え、地獄に落ちる魂を救うという使命感があったが、従来の布教方針が日本には通用しないことをヴァリニャーノは熟知していた。従って、ザビエルの書簡に則って、日本人の中にある優れたものを取り入れ、生かして布教する方策を考え出した。それが「適応主義布教方針」と言えるもので、ヨーロッパから来る宣教師には大村に設けた日本語学校で日本語を学ばせ、その生活・習慣を日本的にすることを義務付けた。このヴァリニャーノの取った適応主義方針こそ、混迷する現代に最も必要とされるものであろう。

b . このヴァリニャーノの方針はトリエント公会議から見ると異端的であった。

この方針は、プロテスタント宗教改革に対抗する目的で開かれた「トリエント公会議」(1545 ~ 63)によって発表された教令に抵触するものであった。ただ、イスラム勢力もプロテスタンティズムも入っていない初期日本の幼い教会に、厳しいトリエント公会議の教令は必要なかった。ヴァリニャーノは『日本巡察記(スマリオ)』(1583)に於いて、時のイエズス会総会長C・アクアヴィヴァ(1543 ~ 1615)宛に報告をして、適応主義布教方針の理解を求めた¹⁹。アクアヴィヴァは、1585年の書簡でいくつかの疑問点を問うているが、大枠で認めていた²⁰。後に、ヴァリニャーノの命を受けて1582年に中国入国に成功したマテオ・リッチ(1552 ~ 1611)もこのヴァリニャーノの「適応主義布教方針」に従い、中国布教を成功させた²¹。これらの方針は、マニラから入って来たスペイン系修道会²²によって「トリエント公会議の教令違反」をヴァチカンに訴えられ、典礼論争²³が起こった。「典礼論争」「イエズス会解散」²⁴などによって、適応主義は忘れられていった。

c . 社会の要請に答えられない前近代的な教会の教え

しかし、歴史の流れは深刻さを増してきた。人類を幸せにするはずであった近代の科学実証主義は、科学技術の進歩によって得られた便利さ・豊かさは人類滅亡の危機をももたらすしかない制御不能の怪物²⁵となって現れてきた。すでに述べたが、二度の世界大戦、核兵器や大量破壊兵器は脅威以外の何ものでもない。環境問題・社会問題・経済問題・人権問題などは手の届かないところから起ってくる。世俗化の波は科学の発達だけでなく人間中心・自由主義・資本主義は格差を広げ、人間の心(精神)を蝕むようになってきた²⁶。引き籠もり、うつ、孤独死、多数の自殺者などは今日の大きな社会問題となってきた。今日の経済・政治の世界システムの行き詰まり、不安は希望を見出せなくなっている。第二ヴァチカン公会議はこうした社会的要請に答えるために召集されたと言える。

d . 「開かれた教会」の精神は、諸宗教間対話などによって結実したが。

ヴァリニャーノの適応主義布教方針は、350年の時を経て「諸宗教間対話」の形で要塞と言われたヴァチカンの重い扉をこじ開けて承認され、現実化されるようになった。それまでの「教会の外に救いはない」としてきたカトリック教会の方針の180°の転換であった²⁷。20世紀最大の神学者で第二ヴァチカン公会議に指導的役割を果たしたカール・ラーナー(1904～1984)は、「無名のキリスト者²⁸」の概念を当てはめ、それまでの教義を一変させた。キリスト教以外の諸宗教・文化・民族の間に「神の息吹き・神の真実」が生きていることを明示することになった。これが、「諸宗教対話」などの第二ヴァチカン公会議の諸教令の中に表明されることになった²⁹。この段階では、第二ヴァチカン公会議によって「開かれた教会」の精神は多くの人に希望を与えてきたと言える。新教皇フランシスコによって、この精神を前進させて欲しいと願うものである。

3 . 保守化傾向の流れ

筆者はすでに禅仏教とキリスト教の相克と調和について述べてきた³⁰。一休宗純禅師の道歌と言われるものに「分け登るふもとの道は多けれど 同じ高嶺の月をこそ見れ」とある。宗教の入口は色々違っていても最終的に到達するところは同じであることを説いている。夫々の宗教は、主体性を失うことなく、お互いを尊重し、対話、交流を通して相乗効果があり、より豊潤に深められることを指している。対話を超えた対話である。今日は、この中世(室町期)の当り前と思える「道歌」が通用しなくなるような世知辛い世の中になってきたようである。後述する「解放の神学」の禁止(含フェミニズム神学)、ヴィリギス・イエーガー神父への活動停止、アントニー・デ・メロ神父の著作への出版停止等、従来の禅仏教とキリスト教の友好的な対話の経緯が原理主義者(超保守派)によってうっとうしいもののように扱われるようになってきた。

既述のように、第二ヴァチカン公会議によって諸宗教間対話等開かれた教会として追認された熱気は失われ、暗雲が立ちこめてきている感がある。現代における伝統宗教の宗教的危機感、改革派も保守派も同様に感じて、その「方法論」は両極端の考え方が生じてきた。改革派は、さらに対話を進めることによって、より神の真実に近付こうと、その本質を追求するようになったが、保守派は組織維持・護教的に厳しい統制に走ろうとする。上記のように「開かれた教会」として進んできたものが否定されてしまうことは、第二ヴァチカン公会議の精神に対する「揺り戻し」が起きたとしか考えられなくなってきた。

a . 前々教皇ヨハネ・パウロ2世の執った政策

ポーランド出身のヨハネ・パウロ2世(1920～2005、在位1978～2005)は、ヨハネ

23 世、パウロ 6 世によって始められた公会議の「開かれた教会」の精神を継承すべく、その名を冠して教皇位に着いた。イタリア人以外で教皇に選ばれたのは 16 世紀のオランダ出身のハドリアヌス 6 世以来 455 年振りのことであった。

在位 26 年と 5 カ月の間に、104 回の外遊で 130 カ国以上を訪問し、「空飛ぶ聖座」「行動する教皇」と呼ばれた。1981 年 2 月 23 日～ 26 日の 4 日間来日し、広島・長崎などを訪問、広島では「戦争は人間のしわざです。戦争は人間の生命の破壊です。戦争は死です」で始まる『平和アピール』で「過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うこと。広島を考えることは、平和に対しての責任を取ること」と宣言し、軍縮と核廃絶を訴えた。また、反共産主義と東欧の民主化運動への精神的支援、諸宗教と他文化間の対話の呼び掛けとその実行、生命倫理の分野などにキリスト教道徳観の再提示など、宗教の枠を超えて現代世界全体に大きな影響を与えた。特に宗教間の問題に温和な態度で臨み、多くの信者・宗教関係者から尊敬されてきた。

- ・ 来日時に、東京・四谷の法王庁大使館に仏教関係者、神道関係者、日本宗教団体連合会のメンバーを招き「教皇ヨハネ・パウロ 2 世と諸宗教の集い」が開催された。その成果が毎年 8 月に比叡山延暦寺を中心に「世界宗教者平和サミット」が開かれている。
- ・ 1986 年、ローマのシナゴグ（ユダヤ教会堂）を教皇として初めて訪問、94 年 6 月にイスラエルとの国交樹立を実現した。
- ・ 1992 年、10 数年に及ぶ調査研究をもとに、(1663 年の判決以来) 300 年以上の時を経てガリレオ・ガリレイの名誉が回復される。
- ・ 1996 年、進化論支持の発言。神様のみが人間の魂を造ることを支持するならば、創造と進化は矛盾なく、両立するとした。
- ・ 2000 年には「大聖年」を主催し、3 月にはユダヤ教徒との接し方、キリスト教会の分裂や異端審問、19 世紀から 20 世紀初め中国での布教活動に言及しつつ罪を認め、神に許しを求めた。11 世紀に分裂した東方教会をはじめ、16 世紀に宗教改革で分かれた新教諸派と対話を重ね（エキュメニカル）各派との和解を進め、異なる宗教との対話を促進してきた。
- ・ 同年、エルサレムを訪れ、ユダヤ教、イスラム教の聖地に足を運び、他宗教への謝罪を行なった。エルサレムの「嘆きの壁」に和解の書簡を差し込んでいる。しかし、ロシア正教会と中国との関係修復はかなわなかった。
- ・ 2005 年 4 月 2 日、世界のカトリック教徒約 11 億 7 千万人の霊的指導者であった教皇が逝去した。4 月 8 日の葬儀には、主要国の元首級、重要閣僚が出席した。他宗教との対話推進の姿勢を評価してキリスト教他派やユダヤ教などの聖職者も多数参列した。教皇の死去の報を受けてローマに 500 万人（内ポーランド 200 万人）が訪れたといわ

れる。ローマ市は、サンピエトロ広場に入れなかった信徒や一般市民のために路上にディスプレイを設置し、宿泊用テントを無料で貸し出すなどの緊急措置を取った。葬儀の様子からも歴史に残る偉大な人物であったことが伝わってくる。

ヨハネ・パウロ2世が積み残したこと、やり残したことも多いが、その業績の大きさは自他共に認めるところであろう。特に宗教間対話への影響は大きい。ただ、経済面では不十分な対応があって、就任当初からあった「資金洗浄への関与」の問題は未解決のままであった。映画「ゴッドファーザー」にも出てくるが、経済・財政問題は他人任せであったことは否めない。今日、内部告発の形で表面化してきている。

次に述べる、「保守派」の言動について疑問に思う人も多いと思う。それは何故に宗教間対話などにブレーキのかかる保守派の人材を登用しているかということであるが、この件は教会内部の分裂を防ぐために「保守派」と「開かれた教会」を目指す改革派との間のヴァチカン内部のバランスを取ったものとする説明で一応納得はしている。

b - 1 . 『カトリック新教会法典』から今日の問題を考える

- ・ 1998 年、ドイツ・ヴェルツブルクでのウェルナー・ベッケンフェルデの講演は、ドイツに限らず世界のカトリック教会の問題点を指摘している。「聖なる支配のかわりにキリスト教的自由を」のテーマのもとで行なわれた³¹。この講演要旨の中から教会の保守化傾向を示す「教会法典」の改訂部分の重要なものを拾い出してみよう。
- ・ 1959 年、教皇ヨハネ 23 世によって、1917 年公布の『旧教会法典』改正の意向を発表され、同時に公会議開催も発表された。後任のパウロ 6 世によって改正作業が開始される。
- ・ 1983 年、ヨハネ・パウロ 2 世によって『カトリック新教会法典』が公布された³²。教会の立法者は、教会の位階制組織に関して、いかなる疑義の提出も許さず、今後もこれを固く守って行くとする。教皇が教会の中で最高かつ直接の権力を有する。ペトロの座は神（キリスト）によって定められたもので永遠普遍の真理であるとなる。
- ・ 1987 年 7 月 1 日「教区司教職宣誓」(資料 A 参照)
「信仰告白」「忠誠宣誓」によって従順な忠誠が義務付けられ、交わりの神学やイデオロギーがどれほど期待に満ちて提唱されていようとも、現在の教会法では位階制ヒエラルキーは厳然として残り、「不平等の社会」を守る教会という古い理解が支配している。
- ・ 『教会法典』202 条 1 項 司教が信仰の教師として宣言したり、教会の指導者として決定したことについて、信徒は、その責任を自覚し、キリスト教的服従をもってこれに従わねばならない。この服従を拒否することは刑罰によって禁止される（同法 1371 条

2項)。宣誓を守らないことはモーセの十戒（出エジプト記 20 章 3 ~ 17）第 9 戒の偽証罪となり大罪となる。ちなみに教皇や司教団に「不謬性³³」が与えられているため、キリスト者の自由は、自由意志に基づいているとは言え、従順に従うことを選択する自由でしかない。

- ・『教会法典』208 条、「すべてのキリスト信者は、キリストにおける新生のゆえに、尊厳性においても真に平等であるから、皆それぞれ固有の立場と任務に応じて、キリストの体の建設に協働する」。しかし現実においては、ローマからの要求と、実際に司牧の現場で起きていることとの間に大きな溝があり、多くの聖職者や一般信徒はローマの命令を実行しない。保守派の動向に批判的な司教は、問題が起らない限り大目に見るところがあり、普遍の教会の権威の失墜となってきた。ローマ（ヴァチカン）は危機に瀕している教会内部の現実を省みず、ただもっと厳しくするという方法を取ってきた。

b - 2 [ローマからの通告に明け暮れた 10 年]

- ・「信仰告白」の三つの付記と新しい「忠誠宣誓」の導入

1990 年以降、『教会法典』の新しい付記が効力を発揮する。第一の付記は「啓示の教義に関する信仰を表し」（750 条）、第三の付記は「まだ決定されていない教義に関する服従を表す」（752 条）。この付記は『教会法典』の中にあるものを受け入れて告白するもの。第二の付記は『教会法典』に記されていないが、「啓示に含まれる信仰と倫理の、決定された教義以外のものに対しても確固として受け入れることを約束しなければならない」。「忠誠宣誓」の導入で「信仰告白」が強化される³⁴。

- ・1990 年、教理省訓令「ドヌム・ベリターティス」公布。まだ決定されていない教義に対する服従の態度について。（「第二の付記」の遵守義務）
- ・1992 年、教理省訓令「イル・コンチリオ」公布。信仰教理の伝達に社会的コミュニケーション手段を利用する諸局面についての見解を与える。司教のメディア監視義務。
- ・1994 年、教皇書簡「オルディナチオ・サチェルドターリス 司祭の叙階について」、男性のみに留保される司祭叙階。教皇令であり、これを問題にすることさえも禁じられる。
- ・1995 年、回勅「いのちの福音」公布。いかなる場合でも罪のない人間を殺すことは重大な道徳的罪であり、人工妊娠中絶や安楽死も同様であるとする。この教えもまた「信仰告白」の第二の付記に含まれており、この具体的な道徳規範への無条件で撤回不可能な同意が要求される。教皇は、司教団の不謬性を教導職にも適用し、同意を確認した上で、この教えの「不謬性」を公布した。

- ・1998年、自発教令「アド・トゥエンダム・フィデム 信仰を守るために」公布。「信仰告白」の第二の付記が『教会法典』改正で付加され、すべての信徒の義務となった。750条第2項追記。ここで自発教令で定められたことは「不謬性」とされることになる。
- ・1998年、自発教令「アポストロス・スオス」発布。「神権はただ教皇及び教区司教に限られているという主張。司教協議会など中間にあるものは教理権限を持ち得ず、その決定は廃止可能なため、全会一致をみた場合のみ、その教えに拘束力が生じる。裏を返せば、全員一致を原則とすると何も決まらないという問題が起ってくる。

「キリスト教的自由」は、位階制の「聖なる源泉」「聖なる支配」の中で、この「聖なる支配」をキリスト教的な真の自由と理解する。反抗する自由は認められていないことになる。「キリスト教的自由」は従順の中でのみ満たされるというもので、教導職の絶対的な権力の行使に従わねばならないというものである。すでに1998年の段階で「教会法典」改正という形で地歩は固められていた。何も知らされない一般信徒にとっては何を言われ、何故注意を受けるのかも分からないものであろう。

c. [前教皇のラッツィンガー枢機卿時代の政策]

第二ヴァチカン公会議中のラッツィンガーは、革新的な進歩派として活躍していた。Nostra Aetateの決定にあっても貢献している。しかし1968年に学生運動で授業妨害に辟易して神学部の花形のチュービンゲン大学を去ってバイエルンの田舎町レーゲンスブルクの大学に引き籠もったようである。

- ・1977年、ミュンヘン・フライジング大司教に任命され、1981年教皇ヨハネ・パウロ2世によって「教理省長官」に任命され、カトリック教会において是認されている教義に異を唱える神学者に対して厳しく対処する「教義の番人」となり、以降は超保守派の代表と見なされてきた。
- ・1983年、解放の神学に否定的な見方から、ペルーの司教団にグティエレスの著作の検討を指示する。ラテン・アメリカの解放の神学者との対立・論争となる。
- ・1984年、ラッツィンガー教理省長官教書『解放の神学のいくつかの側面に関する指針』を発表。同年、レオナルド・ボフがローマに召喚され審問。ブラジル司教団の抗議声明にもかかわらず、ボフは「発言禁止」を命じられた。教会法の聖職者の政治活動参加を禁止した条項を盾に解放の神学者を非難し、解任して保守派を重要ポストに任命していった。現在では解放の神学は影を潜めている。
- ・1989年、教理省は「信仰宣言 プロフェッショ・フィデイ」を公布。この三つの付記中の第二の付記は『教会法典』に対応を持たないものであった。(但し、1998年のヨハネ・パウロ2世の自発教令「信仰を守るために アド・トゥエンダム・フィデム」に

よってこの第二の付記を『教会法典』と結合させ、それに対応して教会法の処罰の諸規定で関係する部分を改訂している。)

- ・1997年、仏教について「明確な信仰の義務さえない自己陶醉である」と批判する。

上記は主なものであるが、以降も東洋的な瞑想の世界、仏教的な内容・表現を指して批判してきた。東洋と西洋の思想（対立）の根幹に触れるもので、今日までも続く未解決の難問に直面することになる。毎年のように「禁止令」「停止令」「警告」がなされてきた。

これらの「警告」は、江戸初期の長崎聖堂の祭酒で向井元升の子向井元成が「書物改」役となって禁書令下で漢籍洋書から「耶蘇」のものを摘発して手柄を立てたことが思い出される。ひと文字でも違反するものを見付けると幕府表に報告している。この件と同じように異端の告発には、アラ探しに終始し「公会議の精神」も配慮もなくなってくる。神の意志ではなく政策が優先されるようになってくる。自由意志によって従順を義務付けられた者は、通達はすべて「神のもの」として正しいことになってしまう。異議を唱える者、反対する者は罰せられることになる。以下には、本論に關係するものを揚げる。

- ・1998年、「アンソニー・デ・メロ神父の著作に関する通知」出版停止令（資料B参照）
- ・同年、「教会の神秘におけるペトロの後継者の優位性に関する考察」発表。
- ・2000年、「ファチマのメッセージに関する文書」。相応しくない公会議があったとするが、隠されたもので「聖母マリアのお告げ」があったとしても関係者以外は知り得ない。
- ・同年、宣言『主イエス Dominus Iesus』～イエス・キリストと教会の救いの唯一性と普遍性について」=第二ヴァチカン公会議の諸宗教間対話の見直しを公言している。
- ・2001年、「ジャック・デュピュイ神父の宗教多元主義の著作のキリスト教の神学に向けての通知」。
- ・同年12月、「ハウス聖ベネディクト」の禪の老師ヴィリギス・イェーガー神父に対し「活動停止令」が出される（2002年1月施行）。この事件は清水大介著『波即海』掲載で扱うのみ³⁵。第二ヴァチカン公会議の教令そのものの解釈も保守化色を強め、「見直し」と称して教会民主化を進める改革派の意見が薄められているのが現状である。新教皇の施策が、これらの保守化傾向をどれだけ緩和されるか未知数である。

d. [前教皇ベネディクト16世の施策]

レオ13世(1810～1903)の回勅「レールン・ノヴァールム」以来、カトリック教会の福祉政策や社会保障の確立という点では、左右両派は一致していた。しかし、保守派は

上からのプログラムで、共通善は自然法的発想と結び付けられていた。ベネディクト 16 世の発言は従来のカトリックの伝統的本質（スコラ）を踏襲したものと言える。

- ・ 2005 年 4 月 19 日、第 265 代ローマ教皇に選出され、ベネディクト 16 世を名乗る。
- ・ 同年 6 月、自発教令『カトリック教会のカテキズム綱要』の認可と公布。
- ・ 同年 8 月、ドイツ・ケルン郊外で 100 万人ミサ。（「神のウッドストック」）
- ・ 2006 年、ドイツの大学での講演で「ジハード批判」。「ムハンマドは、剣によって信仰を広めよと命じるなど、世界に悪と非人間性をもたらした」という 14 世紀の東ローマ皇帝マヌエル 2 世の言葉を引用している。イスラム教諸国内での教会襲撃事件が多発する。
- ・ 2007 年、トルコ訪問。正教会のコンスタンディヌーポリ総主教と会談。
- ・ 同年 7 月 7 日、自発教令「スンモールム・ポンティフィクムー 1970 年の改革以前のローマ典礼の使用について」を発表。禁止されていたラテン語ミサを認める。（註 8）参照）
- ・ 同年 7 月 10 日、「ローマ・カトリック教会は唯一の正統な教会である」とする文書を発表。ただ、同年 10 月のナポリでの異宗教間サミットには出席して「人類の和解」を呼び掛け、前教皇の意向を入れて他宗派・他宗教との対話を完全には拒否していない姿勢も示している。毎年比叡山で行なわれる「世界宗教者平和会議」には代表を送っている。
- ・ 2008 年 11 月、ヨハネ・パウロ 2 世によって、無断人事（叙階）のかどで破門されたピオ 10 世会の司教の破門罰を撤回。その中にはホロコーストにおける毒ガス使用を否定したリチャード・ウィリアムソンも含まれていたため批判が起こる。
- ・ 同年 12 月、ジェンダー理論批判。性の歪曲は自然破壊と同様に人間の自己破壊に繋がるとして、従来のカトリックの伝統思想スコラ思想の踏襲を示している。
- ・ 2009 年 3 月、アフリカ訪問中にコンドーム使用反対発言。人命軽視批判。
- ・ 同年 10 月、自発教令「オムニウム・イン・メンテム～教会法のいくつかの改正について」発布。
- ・ 2011 年 4 月、日本の少女の東日本大震災に際しての質問「どうしてこんな怖い思いをしなければならないのか」には「私も同じように『なぜ』と自問しています。答えが見つからない」と言いつつ、「我々は皆さんと共にある」と応えた。
- ・ 同年 10 月、自発教令『信仰の門 「信仰の年」開催の告示』。第二ヴァチカン公会議開催 50 周年記念の日 2012 年 10 月 11 日に始まり、2013 年 11 月 24 日の王であるキリストの祝日で終る。
- ・ 2012 年 5 月、機密漏洩で元執事逮捕。ヴァチカン銀行の資金洗浄への関与が暴露され

る。

・2013年2月11日、「2月28日を以て教皇職を退くことを表明」

以上で保守色が強まっていることは理解いただけたであろう。一般人の眼に触れることのない『教会法典』が改正されてもラテン語であり、司教団が訳し、発表しない限り知り得ない。教導職の「不謬性」によって、反対することも、問題にすることも禁じられる。

4. 結びとして

今回は諸宗教間対話の進捗状況を知ることが目的だったが、保守化傾向が進んでいて、それさえ問題視することも禁じられていることに驚きを感じた。対話路線が否定されること（東洋的なもの、仏教的・禅的な瞑想的なものが否定あるいは「教会の教えに相応しくない、危険なもの」「信仰の妨げになる」とされること）は、第二ヴァチカン公会議の「開かれた教会」の精神が逆方向に回ることになってしまう。それまで積み重ねられてきた、禅とキリスト教交流などの諸宗教間対話の努力が無に帰することにならないか危惧する。立場上、黙ったままの方々に代って超保守化傾向への疑念を表明する必要性を痛感する。新教皇の施策によってその必要性がなくなることを期待はしている。

a. 普遍の教会の変革の必要性

普遍の真理を求めるカトリックであるならば「神はこれらの石ころからでも、アブラハムの子らを造ることがおできになる」(ルカ3章8節)をもとにファリサイ人、律法学士への警告を自分自身の警告として受け入れるだろう。「へびよまむしの子孫よ。どうしてあなたがたは地獄の刑罰を逃れることができようか」(マタイ23章33節)。古い皮袋を捨てて、人類共通の神の真理の教えを入れる新しい皮袋(マルコ2章22節)が必要となる。新しい革袋は、それは現在よりもさらに、神の真理に近付けてくれるものであることの認識が必要となる³⁶。

「この神殿を壊してみよ。わたしは3日で建て直す」(ヨハネ2章19節)という神の言葉に従えない、目先の欲、願望、形式に捉われてしまった者の陥る不信仰の姿であろう。現状維持を考える「超保守派」、「原理主義者」の陥る哀れな姿でもある。

現代を例えれば、旧体制「古い皮袋」(マルコ2章21・22節)に固執するファリサイ人・律法学士の「不信仰」と変らなくなる。聖書・古代教会の原点に戻って考えるなら「キリストの御言葉」の意味も生きて来よう。

この変革を恐れては宗教の今日的な危機状況を悪化させるだけであろう。若者の教会離れの加速、ニューエイジ運動等々に流れるものを堰き止められなくなってくるような

相対主義的な迎合ではなく、宗教間対話はより深い真理に近づくのであることを理解しなければならない。それこそが、真に神・絶対者を確信を持って捉えられる唯一の道ではなかろうか。危機的状况から教会を、その団体・組織を守ろうとする保守派は、現状維持はおろかやがて破滅を導くことになることを知らねばならない³⁷。

このグローバル化の進展の早い世界においては、新たな真理の捉え直しは、主客の対立を超えたところの「行」によってのみ可能となる。それまでのギリシア・ローマ的な主知主義、合理主義的な思想では二元対立のままに真理に到達しえない。これまでのヨーロッパの神学では、東西の対立を超えたものを見出すことは難しい。西洋思想に偏れば、保守派の落ち込んだ穴でもあり、東洋的なものを理解できず排除するようになる。このことは、すでに『非西洋化の視座』などで明らかにされてきた³⁸。

ここに、西田・西谷に代表される京都学派の哲学から「絶対無の場所」を起点に、東西を超えた真理の構築が可能となってくる。花岡永子は、『自己と世界の問題』の序文で京都学派の哲学、特に西田・西谷等を21世紀の哲学としている³⁹。

その根源を欠いた理論では、批判と対立の繰り返しであり、何も得られないことは歴史の示すところである。「行」(修行=瞑想)の道は、方法を誤らなければ、すべての人が同じ真理に至ることができることを意味している。その根源があって、すべての出発点となる。この共通項の認識、主客の対立を超えた、言葉以前の先入見の入らないところからの思考の出発が大切になってくる。

【註】

- 1)1962年10月11日、時の口 - マ教皇ヨハネ23世によって召集・開催された。同教皇の後を受けてパウロ6世によって継続され、1965年12月8日、4回の会期を終了して閉会した。
- 2)『今、日本で、カトリックであることは?』光延一郎編、2009年サンパウロ p418・419.川中仁著「キリスト教におけるパラダイム転換～教会中心からキリスト中心を超えて神中心へ?」p2～7『カトリック研究第74号』2005年8月所収。「教会」の名を附することができるのは、マタイ福音書16章17～19節に「バルヨナ・シモン、あなたは幸いである。……あなたはペトロである。わたしはこの岩の上にわたしの教会を建てよう。よみの国の門も、これに勝つことはできない。わたしはあなたに天の国のかぎを授けよう。あなたが地上でつなぐものは、天においてもつなぐれ、あなたが地上で解くものは、天においても解かれるであろう」とあるように、ペトロの後継者であるローマ司教だけがキリストの名において「教会」であると主張してきた。すなわち、他は教会ではないとしてきたもの。
- 3)「キリスト教以外の諸宗教に対する態度についての宣言」『公会議公文書全集 公会議解説叢書7』南山大学監修、昭和51年、中央出版社 p351～所収。
- 4)前掲書 第7巻。宗教間対話に関係する公会議文書『教会憲章』『現代世界憲章』『教会の宣教活動に関する教令』『信教の自由に関する宣言』『キリスト教以外の諸宗教に対する教

会の態度についての宣言』。

- 5) ジョン・B・カブ著『対話を超えて～キリスト教と仏教の相互変革の展望』延原時行訳 1985 年 行路社 「序文」及びH・デュモリン著『仏教とキリスト教の邂逅』西村 恵信訳 春秋社 1975 年「訳者あとがき」参照。
- 6) ポール・ニッター、ジョン・ヒック編八木誠一、樋口恵訳『キリスト教の絶対性を超えて 宗教的多元主義の神学』春秋社 1993 年。この説明として猪股恵美子著「カトリック教会における諸宗教間対話2 現代のカトリック神学者ポール・ニッターの思想を中心に」『仙台白百合女子大学紀要第9号』2005 年。拙稿「現代の宗教間対話に生きている A・ヴァリニャーノの[適応主義布教方針]」『アジア・宗教的・多元性電子ジャーナル第10号』2012 年 P45。
- 7) W・ベッケンフェルデ著「ドイツ・カトリック教会の現状 教会法学者の目から」『神学ダイジェスト 88号』2000 年夏 上智大学神学会 神学ダイジェスト編集委員会編。
- 8) 2007 年7月7日、自発教令「スンモールム・ポンティフィックム」発表。これまで禁止されていたため潜伏して行っていたラテン語ミサ(「聖伝ミサ」)が公けに認められた。現在は不定期的にマニラのピオ 10 世会の小野田神父が巡回していて、ネットで日時、場所が知らされている。大阪では、新大阪駅前のビルの一室を借りて集会が行われている。
- 9) 自発教令とは「教皇自身から直接発せられる教令。一般には「教皇教令」とは司教や信徒から寄せられた教会規律や教会法上の諸問題に対する回答として教皇が下した決定を伝える教皇書簡を指す。
- 10) 本論「3. 保守化傾向の流れ」参照。東洋的なもの、特に瞑想、ヨガなどをカトリックの信仰に少なからず害を及ぼすことを理由に危険視するようになってきた。またこの傾向から、2012 年度のローマのグレゴリアン大学受験の学生が修士論文の表題を変えて提出したことも一例である。
- 11) この用語は、一般にマスコミ関係で使用されている。
- 12) 島園進著『スピリチュアリティの興隆 新霊性文化とその周辺』岩波書店 2007 年。森一弘著『信徒の霊性』女子パウロ会 2003 年 p15 ~。
- 13) 石井研士著『現代日本人の宗教』新曜社 2008 年 P60。
- 14) 『イヤーブツク 2012』日本カトリック司教協議会編 2012 年 P186 ~。
- 15) 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的書簡『紀元 2000 年の到来』カトリック中央協議会 1996 年。同著『新千年期の初めに』同所発行、2001 年。
- 16) 前掲、拙稿「アジア・宗教的多元性研究会」電子ジャーナル第 10 号。
- 17) 前掲、拙稿電子ジャーナル第 9・10 号。Accomodatio 参照。
- 18) 『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』河野純徳訳 平凡社 昭和 60 年 書簡九・九六。
- 19) ヴァリニャーノ著『日本巡察記 Sumario』松田毅一訳 平凡社 昭和 48 年所収。佐久間正訳「ヴァリニャーノからローマのイエズス会総会長クラウディオ・アクアヴィヴァ宛書簡

1583年」p3。

- 20)同上、桃源社 昭和 40 年、アルバレス・タラドリス著「ローマのイエズス会総長クラウディオ・アクアヴィヴァからヴァリニャーノ宛書簡」1585年の問い合わせ。
- 21)新約聖書コリント前3章1～3節、パウロの書簡「兄弟たちよ。私はあなたたちに、霊の人にするようにではなく、肉の人、すなわちキリストにおける子どもにむかってするようにしか話さなかった。私はあなたたちに固い食べ物を与えないで、乳を飲ませた。あなたたちは、まだそれにたえられなかったからである。だが、今もまだできない。あなたたちは、今もなお肉の人だからである。」
- 22)当時のマニラのスペイン系修道会。フランシスコ会、ドミニコ会、アウグスティノ会、パリ・ミッシオン会が参加。
- 23)典礼論争は「適応主義」とも関係があり、各時代に論議されてきた。ここでは、中国でのイエズス会の独占布教に対して、スペイン系ドミニコ会士およびフランシスコ会士が中国事情に疎いまま入華し、非難文をマニラ大司教に提訴、さらにローマに赴いて布教聖省に訴え出た。遅れてパリ外国宣教会も入華し、イエズス会非難に加わり対決は激化した。ヴァリニャーノの指導で中国に入ったマテオ・リッチは、儒教的「天」、「上帝」を「天主」と同一視し、孔子および祖先崇拜などを是認することによって人心を捉えイエズス会士の学識と相まって皇帝の寵を得て、高官、儒者らを信者にすることに成功していた。しかし、西欧における反イエズス会の動きが作用して、イエズス会の中国儀礼の容認を全面的に厳禁した。このローマの処置に激怒した康熙帝は、キリスト教を迫害し清国は禁教鎖国の時代に入った。
- 24)イエズス会の解散。イエズス会の急速な発展で、ヨーロッパのカトリック界の刷新、海外への布教、青少年の教育などの面で活発に働き、また、神学、哲学、自然科学の分野にも多大の貢献をしてきた。1750年、創立二百年を過ぎて、会員数22,590名と名実共に最大の宣教修道会になっていた。しかし、その頃イベリア半島やフランスに起った国家全体主義と反教皇運動の圧力を受けた教皇クレメンス十四世は、1773年にイエズス会に対し解散命令を出した。教皇権の及ばないロシアとプロシアには存続し、四〇年後の1814年教皇ピウス 世の大勅書によってイエズス会を全面的に復興させた。この解散のために多くのイエズス会の事業が中断し、特に新大陸においては、イエズス会指導の原住民の諸施設の破壊が進んだ。
- 25)『ハイデッガー技術論』加藤尚武他編 理想社 1965年。『科学と技術への問い』ハイデッガー研究会第3論集 山本英輔他編 理想社 2012年 参照。ハイデッガーは技術について「得体の知れない怪物」と表現していた。
- 26)拙稿「職場におけるいじめ モラル・ハラスメントについて」『上智人間紀要 第37号』2007年所収。p61～参照。
- 27)ヨセフ・B・ムイベルガー著『日本における信仰～ヴァリニャーノの「日本のカテキズ

- モ」と倫理神学的展開』サンパウロ 2004年 p 385 で、第二ヴァチカン公会議教令集を引用しながら「ヴァリニャーノの布教に関する基本的な考えを教会が大胆に認めた。また、（これまでの）非キリスト教文化の価値を認めないという教会の態度を矯正されたことを意味する」として、本来の宣教活動のあり方を示している。
- 28)無名のキリスト者 カール・ラーナー著稲垣良典訳『人間の未来と神学』p93 ~ 100「無神論と暗黙のキリスト教」及び高柳俊一著『カール・ラーナー研究』p98 ~ 100「第三章カール・ラーナーの神学と靈操的思考構造」参照。前掲書『カトリック研究第74号』川中仁著p8 ~ 11「2. 中間モデル—無名のキリスト者 カール・ラーナー」参照。
- 29)教皇文書について。教皇または教皇から委任を受けた代理者によって直接発せれる聖座の公式見解。「回勅」はローマ教皇が司牧的な意図に基づいて信者の信仰生活を指導し、彼らを謬論から守るために、全カトリック教会に宛てて送る書簡。「使徒的勧告」は、ローマ教皇が聖職者や修道者や司教などに向けて、彼らが靈的生活のある面で進歩するよう勇気づけるために送る勧告である。法的文書ではない。「使徒的書簡」は、教皇の公的な書簡。さまざまな機会に教会の要職にある者や特定の団体に宛てたあいさつが多いが、全教会に宛てた司牧的書簡もある。
- 30)前掲、拙稿電子ジャーナル第10号p40 ~ 46。清水大介著『波即海』ノンブル社 2007年。p43 ~ 「3 キリスト教神秘主義と禅の同質性の経験」「6 キリスト教神秘主義と禅の根本経験の構造的相似」参照。同氏「キリスト教と禅の相克と調和—ヴィリギス・イエーガーの場合—」『宗教と倫理第5号』宗教倫理学会 2005年10月、参照。
- 31)前掲、「ドイツ・カトリック教会の現状—」参照。
- 32)『カトリック新教会法典 Codex iuris canonici』羅和对訳 日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳 有斐閣 1992年。
- 33)「不謬性」は、ローマ教皇が全カトリック教会の最高統治権を持つ司教として、信仰および道徳について正式な決定を下す場合、神の特別な保護によって誤まることあり得ないとするローマ・カトリック教会の信条、第一ヴァチカン公会議で信徒が信ずべきこととして定められた。教皇無謬性、不可謬性ともいう。
- 34)この三つの付記はラテン語で発表。ドイツの司教協議会はこれを訳さず、ドイツは1967年の古い形のままであったので、ラッツィンガー教理省長官は「信仰告白」と「忠誠宣誓」を徹底させるために自らがドイツ語に訳して出している。教会権威の失墜を象徴している出来事であろう。但し、この「第二の付記」は、1998年の自発教令「アド・トゥエンダム・フィデム 信仰を守るために」によって教会法典改正で追記された。
- 35)前掲、清水大介著『波即海』p7 ~ 「1 イエーガー事件」参照。p7 ~ イエズス会士による禅の普及も参照。
- 36)禅の無相、西洋の tabula rasa のように何も書かれていない板（心）に神の「開け」「働き」があることは、キリスト教神秘主義においても禅においても同質であることは前掲書、

清水大介著『波即海』などで説明されている。

- 37)前掲、拙稿電子ジャーナル第9号 P31。同第10号 P43 参照。さらにヴァチカン銀行のマネーロンダリング(資金洗浄)疑惑がマスコミを賑わせていてもヴァチカンの公式見解はない。また、施設児童の性的虐待事件、同性愛事件がニュースになって信頼・権威は大幅に失墜していること。
- 38) 同上 電子ジャーナル10号 P47、(末木文美士の言) P49・50(門脇佳吉の言)。
- 39)「己事究明」「無相の自己」等の解説及びキリスト教との同質性については前掲の電子ジャーナル参照。

[参考文献]

1. 南山大学監修『公会議公文書全集』1～7巻 中央出版社 昭和44年。
2. 高柳俊一著『カール・ラーナー研究』南窓社 1993年
3. ヨセフ・B・ムイベルガー著『日本における信仰～ヴァリニャーノの「日本のカテキズム」と倫理神学的展開』サンパウロ 2004年
4. 島蘭進著『スピリチュアリティの興隆～新霊性文化とその周辺～』岩波書店 2007年。
5. 島蘭進著『精神世界のゆくえ～現代世界と新霊性運動～』東京堂出版 1996年
6. 教皇庁諸宗教対話評議会編『ニューエイジについてのキリスト教的考察』カトリック中央協議会 2007年
7. 末木文美士・中島隆博編『非・西欧の視座』大明堂 2001年
8. ジョン・ヒック著間瀬啓充訳『宗教多元主義への道～メタファーとして読む神の受肉～』玉川大学出版部 1999年
9. ジョン・ヒック, ポール・F・ニッター編八木誠一・樋口恵訳『キリスト教の絶対性を超えて～宗教的多元主義の神学』春秋社 1993年
10. G・デコスタ編森本あんり訳『キリスト教は他宗教をどう考えるか～ポスト多元主義の宗教と神学』教文館 1997
11. 猪股恵美子著「カトリック教会における諸宗教間対話2～現代のカトリック神学者ポール・ニッターの思想を中心に～」『仙台白百合女子大学紀要9号』2005年
12. 教皇庁諸宗教評議会・福音宣教省編『対話と宣言』カトリック中央協議会 1993年
13. 門脇佳吉著『禅仏教とキリスト教神秘主義』岩波書店 1991年
14. 愛宮真備著『禅～悟りへの道』理想社 昭和50年
15. エノミヤ・ラサール著『禅と神秘思想』春秋社 1984年
16. H・デュモリン著西村恵信訳『仏教とキリスト教の邂逅』春秋社 昭和50年
17. 花岡永子著『キリスト教と仏教をめぐって～根源的いのちの現成としての「禅」』ノンブル社 2010年
18. 花岡永子『自己と世界の問題』現代図書 2005年

19. 『岩波キリスト教辞典』大貫隆他編 2002年 岩波書店
20. 『日本キリスト教歴史大辞典』編集委員会編 1988年 教文館
21. 清水大介著 『波即海～イエーガー虚雲の神秘思想と禅』ノンブル社 2007年

[資料A]

1987年7月1日以降行われている「教区司教職宣誓」(上智大学神学部 宮井純二訳)

「〇〇教区の司教座に推挙された私、〇〇〇は、カトリック教会及びローマ司教、最高にある司牧者、キリストの代理者、教皇首位権の座にありペトロの後継者並びに司教団の長に対し常に忠誠を誓います。

今教会の中で教皇が自由に行使する最高権力に従います。その権利及び権威を高揚し、また、これを擁護するために、私は努力いたします。教皇の代理として遣わされる教皇使節の特権(大権)及びその職務遂行を認め、尊重いたします。

司教にゆだねられる使徒の権力、すなわち、神の民を教え、聖化し、導くことについては、司教団、その頭と手足を含め、位階制の交わりの中において、細心の注意を払い、その権力の行使に努めます。

全教会の一致を促し、使徒から受け継いだ信仰伝承が、純粹かつ完全に保持されるよう、また、教会教導職が示したとおり真理が尊重され、慣習が守られますよう、また、すべてが教えられ、解説されるように、誠意をもって心を配ります。信仰に迷う者たちを父の心をもって糺し、彼らがカトリックの真理の充溢に戻るよう最大の努力をいたします。

定められた時期、また、得られた機会に、使徒座に対し、私の司牧職の成果報告をし、その命令あるいは勧告には従順に従い、誠意を持ってこれを実行いたします。」

[資料B] アントニー・デ・メロ神父への「出版停止令」

(立命館大学大学院 アンドレス・リオボ・ペレス訳)

[イエズス会司祭アンソニー・デ・メロについての通知]信仰教義聖省

インド人イエズス会の司祭アンソニー・デ・メロ(1931-1987)は彼が書いて多言語に翻訳され、世界中のたくさんの国々に広く流通された多くの著作(彼が刊行のため許可を与えていないものもあるが)のおかげで有名である。だいたい短い物語の形をとる彼の著作は東洋知識の正当な部分を含んでいる。自己コントロール力を得ることと、我々の自由を邪魔する束縛や感情を破ることと、冷静に人生の浮き沈みに面することに助かる部分である。アンソニー・デ・メロ神父は、特に彼の初期著作に佛教と道教のスピリチュア思潮に影響を示しても、キリスト教の精神性の枠の中に留まっていた。これらの著書には彼がイエスの人生の玄義の観想とともに嘆願・とりなし・賛美の祈りの諸種類などを論じる。しかしもう既に初期著作のある節に、特にその後の出版物に、キリスト教信仰の本質から離れている傾向が伺え

る。彼はイエス・キリストの人を通じて着た啓示の代りに、神が純粋な虚空であるような話し方をするまで、形と姿がない神の直観を提供する。神を見みるために、世界を直面することは十分である。神について言うことが何もできない。知ることが知らないことである。彼の存在を問うことがすでにばかげたことである。このような否定によって神を知ったラジカルな姿勢（apophaticism）は聖書に神に関する有効な節があることすら否定することに導く。聖書の言葉は人を無言に導くためであけに役に立つ指示である。他の節には聖書を含めた宗教的な正典に対する判断がさらに厳しくなる。正典は人々が自分の常識に従うことを妨げ、人々を鈍くて残酷にさせると言われる。キリスト教を含めた宗教は真実を発見するため最も大きな障害の一つであるという。しかし、この真実は著者による具体的に決して定義されない。彼によると、自分の宗教の神が唯一の神であるということ信じるのはただのファンタシズムである。神は宇宙的・漠然とした・遍在する事実としてみなされる。神の個人の存在が無視され、実際に否定される。

デ・メロ神父はイエスに対する賞賛を示して、彼自身がイエスの弟子であると宣言する。しかし、イエスを他の人々とともにもう一人の師であるとみなす。彼と他の人々との唯一の違いはイエスが「目を覚ませてい」て、他の人々そうではない完全な自由人であること。イエスが神の子ではなく、ただ我々に皆が神の子であることを教える人であるとして認められる。さらに、人間の最終運命に関する著者のステートメントは当惑させるものである。一点に彼は塩が水に溶解するように、非個人的な神に「溶解」することについて話す。他の時、死後の運命が重要はなく、現世だけが関心事であるという。現世に関して、悪がただ無知であるので、モラルティーの客観的なルールがない。善悪は現実の上に負わず知能のただの判断である。

以上の紹介と一致しながら、著者によると神あるいはキリストに対しての信仰や信仰告白が各々個人の真実への接近を妨げるだけであることが分かる。教会は聖書における神の言葉を偶像にし、神を聖堂から追い払った。教会は従って、キリストの名を借りて教える権威を失った。本聖省はこの通知を通じて信心深い人の善を守るために、以上の立場がカトリック信仰と不一致し、カトリック信仰に大きい損害を与えられると宣言する。

ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世はこの通知の終りに署名する長官枢機卿に謁見した時、本聖省の総会に採用された本通知に承認を与え、刊行を命じた。

ローマ、信仰教義聖省事務局、1998年6月24日、洗礼者・聖ヨハネの祝日に

Joseph Card Ratzinger 信仰教義聖省長官

Tarcisio Bertone S.D.B, ヴェルチェッリの名誉大司教、秘書

(たかはし・かつゆき 総合研究大学院大学 国際日本研究専攻研究生)